

第 167 号議案 長崎市消防団員の任免等に関する条例の一部を改正
する条例

目 次	ページ
長崎市消防団員の任免等に関する条例の一部を改正する条例の概要	1~2
長崎市消防団員の任免等に関する条例新旧対照表.....	3

長崎市消防団員の任免等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

本市における消防団員の確保を図るため、消防団員となるための資格要件として消防団の管轄区域内に勤務又は通学する市外居住者を加えたいため。

2 改正内容

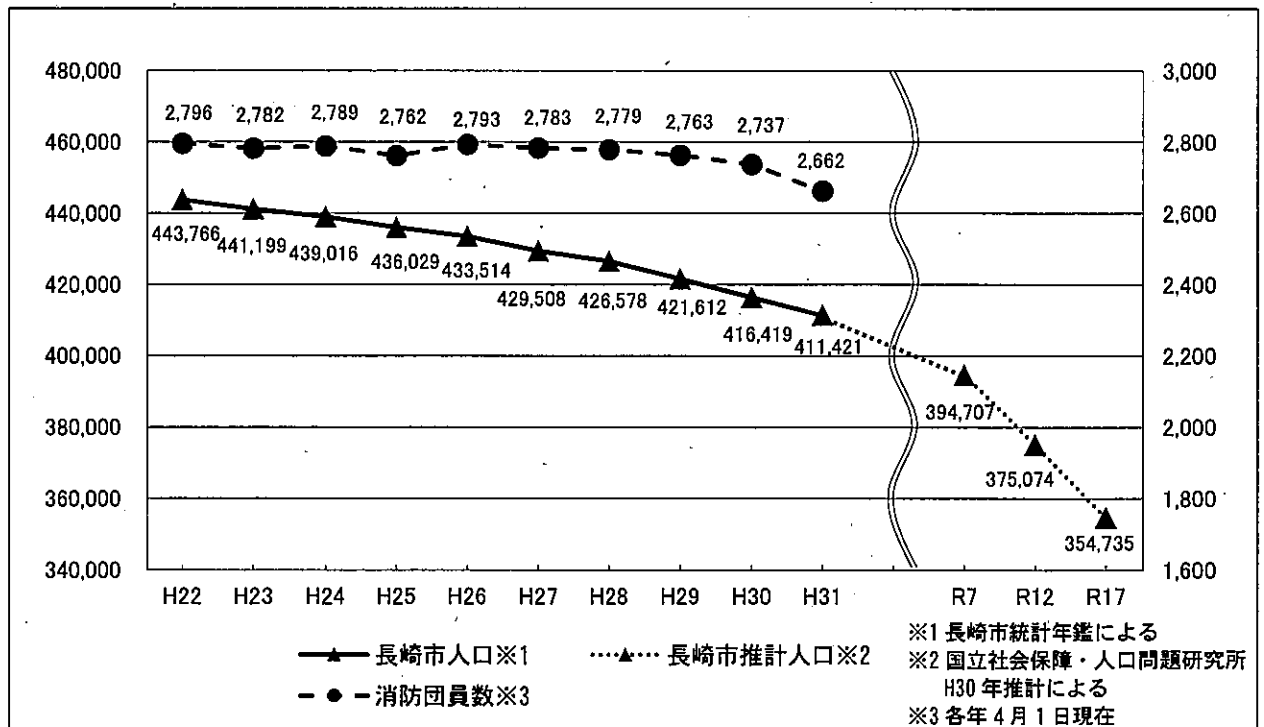
- (1) 消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者を団員の資格要件に追加する。
- (2) 消防団の管轄区域内に居住しない者は、団員になることができないとする欠格条項の規定を削除する。

3 施行期日

公布の日

4 改正に至る背景等

- (1) 長崎市では、人口減少の進展に伴い、消防団員数の減少が懸念されている。



- (2) 平成20年には、原則、居住地を管轄する分団にしか入団できなかったものを、市内に居住していれば、どこの分団でも入団できるように見直した。

- (3) 現行の長崎市消防団員の任免等に関する条例（昭和 26 年長崎市条例第 77 号）では、消防団の管轄区域である長崎市に居住しない者は団員となることができないため、団員の事情により市外に転居する場合、退団せざるを得ない状況である。

消防団員の転居による退団状況

(単位：人)

年 度	時津町	長与町	諫早市	西海市	大村市	計
平成 26 年度	1		5			6
平成 27 年度	2	1	5	1	1	10
平成 28 年度	2	3	3		2	10
平成 29 年度	2	1	3	1	2	9
平成 30 年度		2	2		1	5
計	7	7	18	2	6	40

5 消防団との協議経過

年 月	研修・会議名	協議内容及び結果
令和元年 6 月	分団長研修 (89 人)	市外居住者の入団について行ったアンケートの結果、9 割を超える分団長が賛成であった。
令和元年 7 月	正副団長会議 (19 人)	市外居住者の入団について各分団地区での検討を依頼した。
令和元年 9 月	正副団長会議 (19 人)	各分団地区での検討結果を基に協議を行い、全会一致で承認が得られた。

6 条例改正により期待される効果

- (1) 分団の管轄区域に居住していないため、災害出動時の参集に時間を要する場合もあるが、資格要件を拡大することで消防団員の人員確保が図られる。
- (2) 就業及び学業の状況により災害出動が困難な場合もあるが、昼間時間帯の人員確保が図られる。
- (3) 各種訓練時の参加者や大規模災害発生時等の活動人員の確保が図られる。

長崎市消防団員の任免等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(総則)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(団員の資格)</p> <p>第2条 団員は、<u>年齢18歳以上であって素行善良、身体強健な者のうちから</u>任命する。</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>団員となることができない。</u></p> <p>(1) <u>消防団の管轄区域内に居住しない者</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(3) <u>懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(4) <u>日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</u></p> <p>(分限)</p> <p>第4条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 団員は、<u>前条各号(第3号を除く。)</u>の一に該当するに至ったときは、その職を失う。</p> <p>第5条～第14条 (略)</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(団員の資格)</p> <p>第2条 団員は、<u>次の各号のいずれにも該当する者</u>のうちから任命する。</p> <p>(1) <u>消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者</u></p> <p>(2) <u>年齢18歳以上の者</u></p> <p>(3) <u>素行善良で、かつ、身体強健な者</u></p> <p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>団員となることができない。</u></p> <p>削除</p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(2) <u>懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) <u>日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</u></p> <p>(分限)</p> <p>第4条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 団員は、<u>次の各号のいずれか</u>に該当するに至ったときは、その職を失う。</p> <p>(1) <u>第2条第1号に規定する資格を失ったとき。</u></p> <p>(2) <u>前条第1号又は第3号に該当したとき。</u></p> <p>第5条～第14条 (略)</p>